

東海学連会計運用細則

第1条（目的）

この細則は、東海学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）の会計運用について、公正かつ明白な取引方法を規定することにより、もって本連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条（内容）

この細則は、本連盟会計の支出及び収入について、本連盟総会、幹事長、副幹事長（以降、両者併せて副・幹事長と表記する）及び会計の有する権限を定めるとともに第三者との金銭の譲受につき規定するものである。

第3条（適用）

この細則は、本連盟の役員に適用する。

第4条（収入）

本連盟は以下に掲げるものを収入として連盟費に充てるものとする

- (1) 本連盟加盟員による加盟料
- (2) 本連盟主催行事の黒字部分
- (3) 日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連）賛助会費
- (4) その他副・幹事長及び会計が認知した収入

第5条（支出）

本連盟は以下に掲げるものを支出として連盟費から支払うものとする

- (1) 本連盟主催行事にかかる費用のうち、主管者より要望のあるもの及び赤字部分
- (2) 加盟校から要望のある費用のうち、当該加盟校の総会で承認を受けかつ学連全体の発展に寄与すると判断できるもの
- (3) 日本選手権大会における選手権クラス出場者の参加費補助
- (4) 日本学連及び本連盟総会に出席する本連盟役員の交通費
- (5) 新規加盟校（準加盟含む）における翌年度の新歓活動補助費
- (6) その他副・幹事長及び会計が認知した支出

第6条（貸出）

前条1号、2号、6号の支払いは、副・幹事長及び会計の承認がある場合貸出とすることができる。

二 貸出にかかる相手方の返済は、3か月以内に済まされなければならない

第7条（承認）

第5条（2号除く）に掲げる各支払い及び前条の貸出は、本連盟副・幹事長及び会計担当者の承認をもって履行される。

第8条（各支払いの詳細とその承認等）

- 第5条1号及び2号の要望は1000円単位で受け付けるものとする。ただし、具体的な金額を提示されなかったときは本連盟副・幹事長及び会計がその金額を決める
- 二 第5条1号について、主催者を第三者に委託する場合において、その要望された金額が50000円を超えるとき、その支払い及び貸出は本連盟総会の承認をもって履行される。
- 三 第5条2号について、その貢献性の判断は副・幹事長が全加盟校にとって公正中立な立場から行うものとし、その支払い及び貸出は本連盟の承認をもって履行される。
- 四 第5条3号について、その金額は1000円を上限とする。
- 五 第5条4号について、その金額は最終的な交通費の半額を上限とする。ただし、役員が総会に出席しない場合当該役員へは支払われない
- 六 第5条5号について、その金額は30000円を上限として、次年度4月1日時点での当該新加盟校加盟員数に5000を乗して決められる。
- 五 第5条6号について、その金額が30000円を超えるときは総会の承認をもって履行される

第9条（支払いの制限）

- 本連盟会計残高が200000円を下回ったとき、第5条2, 3, 4, 5, 6号の支払いをしてはいけない。
- 二 前項の定めは、本連盟総会の承認があるときまでその効力をもつ。

第10条（会計の報告）

本連盟会計役員は、既定の手続きに則り年に2度の中間報告及び年度末の報告をしなければならない。

第11条（本細則の改正）

本細則の改正には、本連盟の総会において役員のおよそ3分の2以上の承認がなければならない。

平成 31 年 3 月 16 日 発行

平成 31 年 4 月 1 日 施行